

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：34301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530750

研究課題名(和文) 触法知的障害者の更生と地域生活定着を促進するピアサポートプログラムの開発と評価

研究課題名(英文) The planning and its evaluation of a peer support program which can facilitate the offenders' correction and establishment in their communities with their mental retardation.

研究代表者

脇中 洋(WAKINAKA, Hiroshi)

大谷大学・文学部・教授

研究者番号：10319478

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、触法知的障害者の再犯を防ぎ地域生活に安定的に定着できるような教育的プログラムの一環としてピアサポートプログラムを立案し、試行しながら実践過程に載せていくことを目的とした。触法知的障害者の更生と地域生活定着の評価は数年以上の中長期的な期間を要するため、そこに向けて試行実践と評価を速やかに行う必要性があったものの、矯正施設における共同研究協定にやや手間取ったこともあり、本研究においては、矯正施設内における特定のプログラムを対象として本研究を始めてデータを収集し始めたこと、出所後の更生保護施設と連携をスタートし始めたこと、カナダの更生保護施設の具体的事例データの収集などの成果に留まった。

研究成果の概要(英文)：In our research, we were going to plan and evaluate the peer support program which can facilitate the offenders' correction and establishment in their communities with their mental retardation. However, we have spent so many months to make an agreement for cooperation of our research between the prison and us. So we did no more than start collect data about clowning workshops in the prison, contact with parole offices in Japan, and connect with parole offices in Canada to collect the data for case studies.

研究分野：法心理学、発達臨床

キーワード：ピアサポート 触法知的障害者 再犯防止 地域生活定着 更生プログラム クラウニング講座

## 1. 研究開始当初の背景

司法制度改革の一環としての行刑改革は、民間活力を導入した PFI 刑務所(社会復帰促進センター)を導入したり、地域生活支援センターを各都道府県に設置したりすることによって、比較的犯罪傾向の進んでいない受刑者の再犯を防ぎ社会復帰を促す施策を計って来た。

だが矯正統計年報によると、年間約 3 万人弱の新規受刑者のうち知能指数 70 未満ないし測定不能の者が 3 割近くを占めている。この事実は、知的障害が疑われる受刑者(以下触法知的障害者と表記する)が相当数を占めていて、出所後も地域生活定着のために福祉的な支援を必要としていることを表している。

特に矯正施設出所時に帰住先あるいは就労先のない触法知的障害者は生活の基盤がなく、再犯の可能性が高いとされる(日本犯罪学会 2009)。このため触法知的障害者等を受け入れる福祉施設を増やす目的で、施設職員の研修プログラムの開発がなされている(独立行政法人のぞみの園 2010、2011)。

その一方で、刑務所におけるそれまでの処遇は懲罰的な意味合いの強い受刑作業を中心としてきたため、具体的な更生プログラムについては欧米諸国で行われてきた認知行動療法を中心とする再犯防止のための心理教育を試行的に導入し始めている段階である(刑事立法研究会 2005)。

ところが認知行動療法は当事者の知的機能を前提として行動変容を図るものであり、受刑者の理解能力を越えて心理教育を行うことに困難さを抱えている。

そもそも知的障害のある受刑者は社会的に弱い立場にあるため、被害体験を持つ者が少なくなく、自尊感情に乏しい者が多い(内田

他 2011)。彼らの更生の過程において不可欠なプロセスとして、自らの経歴を振り返り最低限の自己肯定感を取り戻すことも含まれるであろう。こうして過去を振り返り新たに生き直す矜持がなければ、自らの加害経験を見つめて反省悔悟し、被害者に対して感謝の念を抱くことも難しいと思われる。

こうした背景および課題のもとに、本研究計画では触法知的障害者の真の更生過程の一環としてピアサポート活動を構想し、その社会的実装を目指した。

## 2. 研究の目的

本研究は、知的障害が疑われる受刑者の矯正施設出所後に地域生活定着が促進されることを目的とした更生プログラムの一環として、ピアサポートプログラムを出所前後にわたって行う。そのことによって、プログラム内容を練成しながら評価を行う実践的研究である。

具体的な研究目的は以下の(ア)~(エ)の4点に分けられる。(ア)ピアサポーター養成プログラムの練成、(イ)ピアサポート活動の試行的実践、(ウ)ピアサポートの有効性を確かめるための触法知的障害者の更生状況の評価、(エ)矯正施設や出所後の福祉施設職員への研修と評価。

本研究では矯正施設と出所後の双方にわたるピアサポート活動を通じてプログラムを開発し練成して行く。これらの最終的効果(地域での就労または安定的生活)の確認には5~7年間を要すると見込まれるが、本研究では当初3年間にプログラムの開発と実践を行い、その中間評価を行う。

すなわちプログラムの開発のみならず、矯正施設の出所前後および触法知的障害者と職員の双方に対する研修と評価を行うものであ

る。

ピアサポート活動とは、一定のトレーニングを受けたピアサポーターが同じ境遇の当事者に対して、相談に乗るだけでなく可能な範囲で様々な活動をとにもするものである。ピアサポート活動の利点として次の4点を挙げることができる。

(i) 同じ問題を抱えている当事者同士として一から説明を要することなく理解し合えること。

( ) 更生過程にある触法知的障害者にとって、ピアサポーターとは先行して具体的に活動している生きたモデルとなるために、社会復帰プロセスにおける現実的な目標になること。

( ) ピアサポーターにとっては、自分が世話を受けるだけの存在ではなく、社会的役割を担って他者の役に立てるといふ喜びを抱くことができ、主体的に生きる意欲を取り戻せること。

( ) ピアサポーターとして責任を負う経験を通じて、社会的場面においても役割を担い、ひいては就労訓練のステップの一つになること。

なおこれまでのピアサポート実践で明らかになった重要な点は、社会に過剰に適応することを求めるのではなく自己認識を高めて弱点を含めた適切な自己主張を図ること、ピアサポーターが相談だけでなく可能な範囲で「活動をとにもする」点に有効性があること、ピアサポーターの残存機能が必ずしも高くなくても当事者を尊重する構えを持てばその機能と責任を果たせること、ピアサポーター養成を担う人材を含めて組織的で長期にわたる支援体制を構築することである。

我々は2005年以降、カナダにおける高次脳機能障害者のピアサポート活動を調査するとともに日本におけるピアサポート活動を実

践してきた(中塚・脇中 2007)。その結果、病院で急性期の治療や一定のリハビリを終えたにもかかわらず家庭でも地域でも居場所を失ったまま何年間も引きこもったりトラブルを繰り返したりしていた当事者が、ピアサポーター養成訓練の後に信頼されるピアサポーターとなり、さらに就労して行く姿を何例も見てきた。

そこでこのピアサポート活動を、矯正施設内や矯正施設退所後に福祉的支援が検討される状況にある触法知的障害者にも適用しようと志し、2012年からは触法知的障害者に対するピアサポート活動を計画してきた。過去の自己を振り返り、現在置かれている社会的立場を認識した上で、新たに生き直すという点で共通項も多く、更生プログラムの一環としてピアサポート活動を取り入れる意義は多分にあると考えたからである。

だが高次脳機能障害者で一定の成果を上げたピアサポート活動は、個々の能力や社会的立場に違いがある触法知的障害者にそのまま適用できるわけではなかった。矯正施設においては自由な活動の場に制約があり、また退所後は家族の支援も乏しくピアサポーター養成に困難が多く、時には当事者同士が「悪い仲間」として機能してしまう懸念があった。

その一方調査の過程で明らかになったのは、日本やカナダの更生保護活動の中で「よい仲間」として振舞っていたのは、受刑者ではなく、親身になってピアサポーターに接する講師や職員であった。特に播磨社会復帰促進センターの特化ユニットで更生プログラムの導入として位置づけられ6年間行われていたクラウニング講座には、受刑者間の自助的な活動と講師のピアサポーター的な働きかけが見られた。

そこでピアサポーターな支援活動としてのクラウニング講座を基幹に据えた実践研究へとシフトさせた。

もちろんピアサポーターな活動は、当事者や施設職員個人が研修によって習得する能力のようなそれ自体で完結したプログラムではなく、他の受刑作業や生活支援と連動することによってその効果を発揮する。そこで矯正施設や更生保護施設、障害者福祉施設の職員を含めた組織間連携の下での調査研究を図ることとした。

### 3. 研究の方法

本研究では矯正施設におけるピアサポーターな支援活動としてクラウニング講座プログラムの効果を検証し、その後プログラムを練成・発展させて行く礎を築くことを目指した。これらの最終的効果（地域での就労または安定的生活）の確認には数年を要すると見込まれるが、本研究では当初2年間に矯正施設内における効果検証と、退所後のクラウニング講座の試行的実践を進めることとした。今後当事者の縦断的な効果検証や、カナダの更生保護との比較検討を行い、ピアサポーターな更生支援が達成できる諸条件を明らかにする予定である。

具体的には、(ア)播磨社会復帰促進センターでのクラウニング講座の効果検証、(イ)京都更生保護会や出所者を受け入れている障害者施設等におけるクラウニング講座の試行的実践とプログラムの練成、(ウ)カナダ・ヴィクトリアのーフウェイハウス (Bill Mudge House 他)における更生保護事業との比較検討が可能になる基盤を築く。

また、その中で出会って了解を取ることができた当事者に対して、可能な範囲で縦断的

な経過を記録するとともに、関係する矯正施設や障害者施設の職員による評価も記録した。

### 4. 研究成果

(1) 播磨社会復帰促進センターにおけるクラウニング講座の効果検証では、当センター、社会福祉法人かがやき神戸、大谷大学との間で共同研究協定書を2014年1月に締結し、2013年度中に予備調査、2014年度には本研究として当講座の受刑者や担当刑務官に対する質問紙法を実施し始めたほか、講座中の受講生の発言をICレコーダーに記録し、データを蓄積している。

本講座の効果検証結果は、2015年10月の法と心理学会にて発表予定である。

(2) 京都更生保護会や出所者を受け入れている障害者施設等におけるクラウニング講座の試行的実践とプログラムの練成には至っていないが、当更生保護会や京都地域生活定着支援センター、児童自立支援施設阿武山学園職員への聞き取り調査を行い、今後のピアサポートシステム構築に向けての基盤を作った。

(3) カナダ・ヴィクトリアのーフウェイハウス (Bill Mudge House 他)における更生保護事業との比較検討に向けて、当地を複数回訪問して包括的な支援の実態を調査したり、個別縦断的なデータの収集を行った。

このほかハワイホノルルや北欧の実態の一端も調査し、これら調査対象先で出会って了解を得ることができた矯正施設や更生保護施設、障害者施設の職員による評価を記録し、今後につながる調査連携とデータの蓄積を果たすことができた。

### 引用文献

独立行政法人・国立重度知的障害者総合施

設のぞみの園(2010)『平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書』独立行政法人・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(2011)『平成22年度障害者総合福祉推進事業「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究」報告書』法務省大臣官房司法法制部司法法制課(2011)『矯正統計年報』

刑事立法研究会(2005)『刑務所改革のゆくえ 監獄法改正をめぐる』現代人文社

中塚圭子・脇中 洋(2007)「高次脳機能障害者が社会へつながるために」福祉と人間科学 18 . pp.71-93 .

日本犯罪社会学会(2009)『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社

内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦(2011)『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援 司法と福祉の協働実践』現代人文社

## 5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計22件)

脇中洋(2015)「ある傷害致死等被告事件の情状鑑定」、『人権教育研究』, 花園大学人権教育研究センター, 23., pp.75-102.

脇中洋(2014)「大阪地裁堺支部平成26年(わ)第490号傷害致死等被告事件 被告人の犯行に至った要因および更生可能性に関する心理学的鑑定意見書」大阪地裁堺支部提出(本文22頁)

脇中洋(2014)「大阪地裁平成24年(た)第3号再審請求事件 請求人の捜査段階供述に関する心理学的意見書」大阪地裁提出(本文13頁)

脇中洋(2014)「東京高裁平成18年(お)第4号再審請求事件 狭山事件・再審請求人の捜査段階取調べ録音テープに関する心理学的鑑定意見書」東京高裁提出(本文251頁)

村山満明, 大倉得史, 松島恵介, 稲葉光行, 脇中洋, 浜田寿美男(2014)「(平成24年(わ)第987号等逮捕監禁殺人等被告事件)YSの情状に関する心理学鑑定書」神戸地裁尼崎支部提出 本文84頁

山田早紀, 脇中洋, 稲葉光行, 村山満明, 大倉得史(2014)「公判廷における尋問者と供述者のディスコミュニケーション」法と心理, 14巻, pp.76-84.

脇中洋(2014)「刑務所で笑いを！」花園大学人権教育研究センター報, 25号, pp.66-69 .

脇中洋(2014)「あるアスペルガー障害等を有する被告人の犯行経緯および更生に関する発達心理学的鑑定意見書」人権教育研究, 22巻, pp.55-76.

高木光太郎, 森直久, 大橋靖史, 脇中洋(2013)「被疑者面接のコミュニケーション・デザイン~Reid テクニック、PRACE アプローチ、日本型取調べの比較検討~」文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」中間報告書, pp.32~37.

脇中洋(2013)「ヒアリング調査を通して」福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究報告書, pp.31~34.

脇中洋(2013)「知的障害者の取調べに関する法心理学的検討」哲学論集, 59号,

pp.1-22.

脇中洋(2013) 平成 24 年大阪高裁(う) 第 1159 号殺人被告事件 「アスペルガー障害等を有する被告人の犯行経緯および更生に関する発達心理学的鑑定意見書」大阪高等裁判所提出, 22 頁.

脇中洋(2013) 「触法知的障害者の更生と地域生活定着を促進するピアサポートプログラムの開発と評価」大谷大学真宗総合研究所研究所報, 63 号, pp.24-26.

脇中洋(2013) 「触法知的障害者の更生と地域生活定着を促進するピアサポートプログラムの開発と評価」大谷大学真宗総合研究所研究所報, 62 号, pp.17-18.

脇中洋(2013) 「ある性的被害者の供述分析(2)」人権教育研究, 21 号, pp.1-22.

脇中洋, 大倉得史, 上宮愛, 村本邦子(2012) 「被害者供述に対する 3 つのアプローチ 真の被害者支援をめざして」法と心理, 12 巻, pp.72-77.

脇中洋(2012) 「高次脳機能障害者とその家族のピアサポートによる自己と関係の変容に関する発達的研究」大谷大学真宗総合研究所研究紀要, 30 号, pp.103-109.

脇中洋(2012) 「ある性的被害者の供述分析(1)」脇中洋, 人権教育研究, 査読無, 20 号, pp.29-74.

高木光太郎, 大橋靖史, 森直久, 脇中洋(2012) 「『知的障害者への取調べ録画記録』の法心理学的検討」, 最高検察庁・検察改革推進室提出, 34 頁.

脇中洋(2012) 「ヒトは分け与える生物であってほしい。」花園大学人権教育研究センター報, 21 号, pp.54-55.

②安田三江子(2012) 「デュアル・システムとしての労働組合 職場の労働組合の活動か

ら」人権教育研究, 20 号, pp.139 - 150.

②安田三江子(2012) 「日本企業における人材育成システムの多元性」福祉と人間科学, 22 号, pp.55-63.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

脇中 洋 (WAKINAKA, Hiroshi)

大谷大学・文学部・教授

研究者番号：10319478

### (2) 分担研究者

安田 三江子(YASUDA, Mieko)

花園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：90288613

### (3) 研究協力者

Alex GUILCHIRIST

ビクトリア脳損傷協会ケースマネジャー

Stephanie HRONECK

ビクトリアパロールオフィス元更生保護官

Tamao NAKAMURA

Allan TURNBULL

ハーフウェイハウス・ビルマッジ職員

Cathy ROY

ハーフウェイハウス・マンチェスター職員

Dr. Bruce MONKHOUSE

ウィリアムヘッド刑務所心理技官

Honora JOHANNESSEN

司法ボランティア CAMS 運営